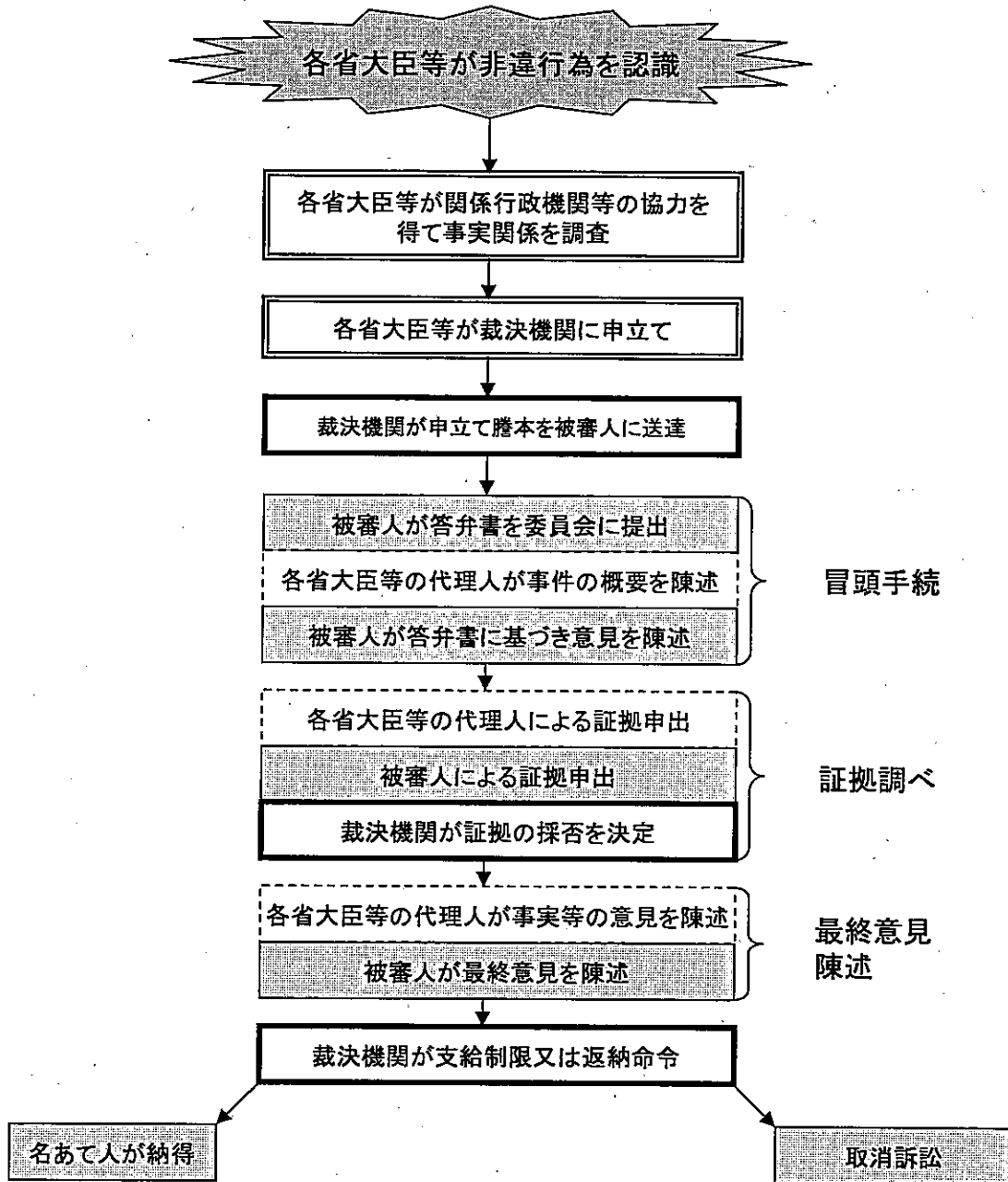


# 行政処分における典型モデル

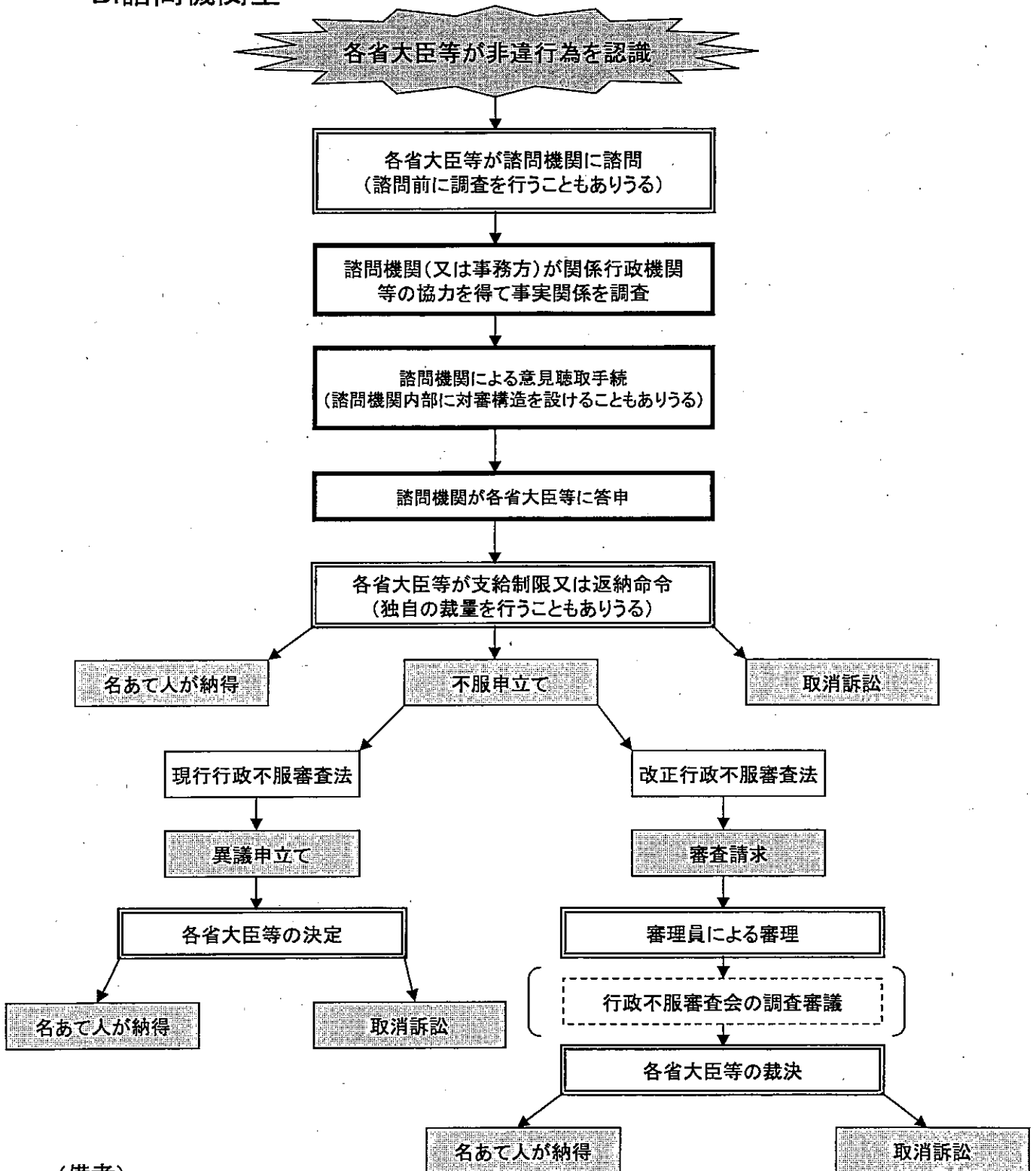
## A: 裁決機関型



(備考)

- ・ 職員の権利保護と退職手当制度の運用の適正さの保持に重点を置いた制度
- ・ この手続きによる事実認定に関する専門的判断が司法手続においても尊重されることが適当であるとして作る制度
- ・ 不服申立て手続を設けることは考えがたい

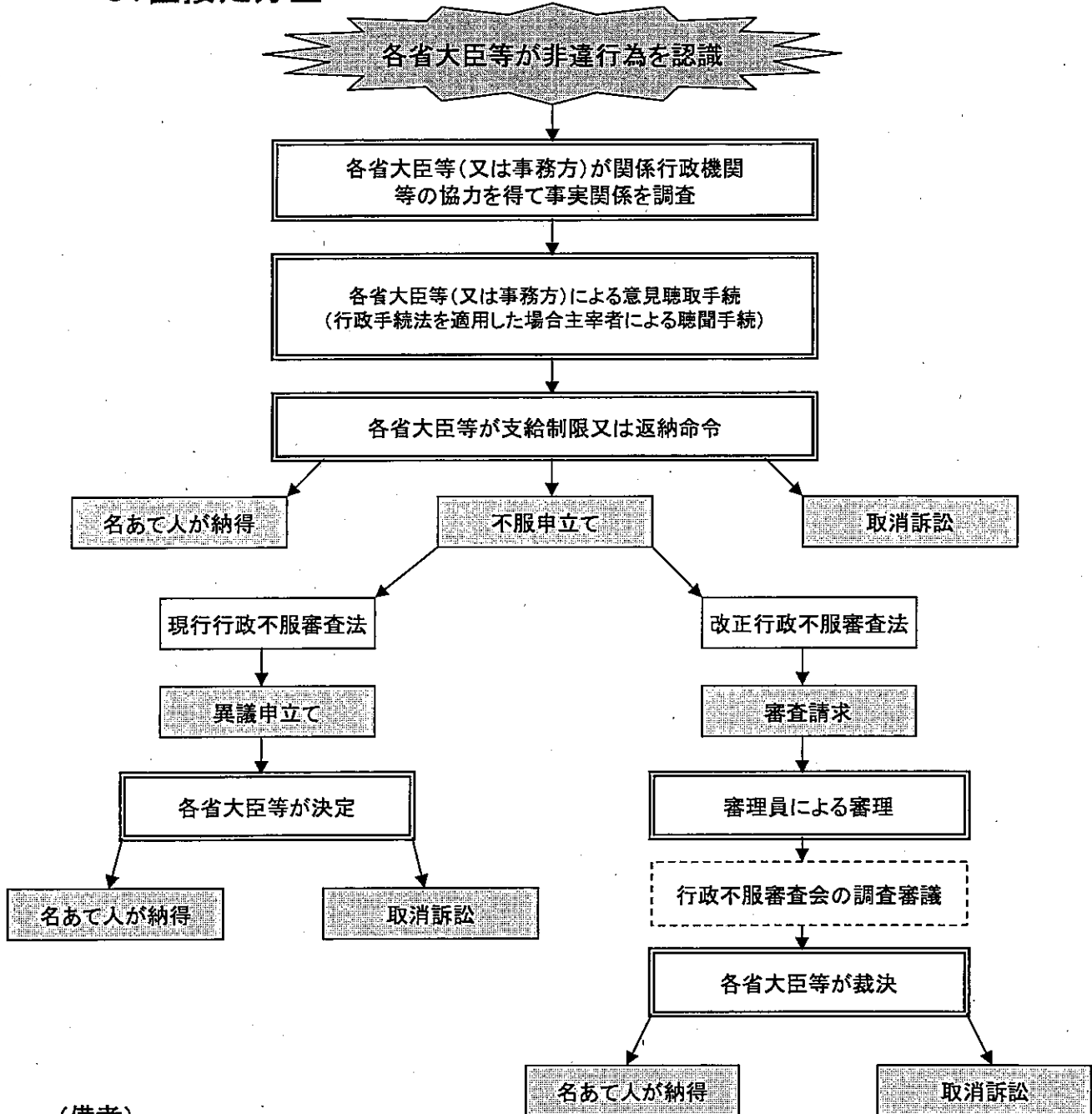
## B: 諮問機関型



(備考)

- ・ 退職手当制度の運用の適正さの保持と職員の権利保護を諮問機関に委ねた制度
- ・ 改正行政不服審査法では、原処分で諮問機関への諮問を経ている場合、行政不服審査会への諮問は義務づけられていない
- ・ 不服申立て手続においても特別の手続を設けることも考えられる

## C: 直接処分型



(備考)

- ・ 各省大臣等による組織秩序の維持に重点を置いた制度
- ・ 現在の解釈では、行政手続法第3条第1項第9号に該当して不利益処分に関する規定が適用除外であり、また、これに該当しないとしても第13条第2項第4号に該当して意見陳述手続適用除外であるから、特別の規定を設ける必要がある
- ・ 現行行政手続法では、行政手続法による聴聞を経た場合異議申立てはできないのが原則(行政手続法第27条第2項)だが、改正行政不服審査法の施行に伴い、審査請求できることが原則となる
- ・ 不服申立て手続において特別の手続を設けることも考えられる